

様式第25号（第16条関係）

第 1 8 1 0 号
令和 5 年 3 月 2 7 日

共栄九州 株式会社
代表取締役 張 尾 裕 樹 様

宇佐市長 是 永 修 治



許 可 証

令和5年1月13日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、宇佐市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第34条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

事業所の所在地及び名称	宇佐市大字西大堀840番地の1 共栄九州 株式会社
取扱一般廃棄物の種類	事業系ごみ (可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)
許可区分	収集及び運搬
収集区域	宇佐市全域
許可の期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
条 件 1 職務遂行に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。 2 職務遂行に当たっては、従業員に一般廃棄物収集運搬従業員証を常に携帯させ、関係吏員又は関係人から提示の請求があったときは、これを提示させなければならない。 3 その他市長が必要と認める事項	